

伊那市中小規模事業者支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に大きな影響を受けているものの、国が実施する持続化給付金による支援を受けられなかった中小法人または個人事業者等に支援金を支給します。

支給対象

➤ 次の①～③のすべてを満たす方が対象です。（裏面もご確認ください）

- ① **国の持続化給付金の対象外となる**中小法人※または個人事業者等（**主たる事業が農業の方を除く。**）
- ② 2019年以前から事業により事業収入を得ており、**今後も事業継続する意思があること**（2020年1月から3月までに新規創業された方は対象となります。）
- ③ **2020年1月以降**、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が30%以上50%未満**（人格のない社団等については30%以上）**減少した月があること**（2020年新規創業者の場合は、2020年1月から3月の月平均事業収入に比べて、4月以降の事業収入が30%以上50%未満に減少した月があること。）
- ④ 経営者が暴力団員及び暴力団関係者でないこと

※ 公的団体等のほか、性風俗業及び宗教団体や政治団体は除きます。
(注意) 市内に住所を有していても事業所が市外の場合は対象外

支給額

➤ 常時使用する従業員数（申請日前月末時点）に応じて次の金額を支給します。

常時使用する従業員数	金額
0～4人	10万円
5人～9人	20万円
10人～19人	30万円
20人以上	50万円

手続き方法

※申請書等は伊那市公式HPからダウンロードしていただくか、伊那市役所商工振興課の窓口にて受け取ることが出来ます。

必要書類の準備

- 「伊那市中小規模事業者支援金交付申請書兼請求書」及び「誓約書」を作成（※）
- 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）、法人登記事項証明書（法人の場合）、又は、定款、寄付行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し（人格のない社団等の場合）
- 確定申告書第一表又は別表一の控え、所得税青色申告決算書の控え（個人事業主で青色申告を行っている場合）、法人事業概況説明書の控え両面2枚（法人の場合）※確定申告書は収受日付印が押印されていること
- 許可等を要する業種を営む者については、許可証等の写し
- 2020年の対象期間の売上高が確認できる売上台帳等（2020年新規創業者は税理士等が証明した書類）
- 常時使用する従業員数が確認できる書類（従業員名簿等）
- 振込先口座の通帳の写し

市役所に提出

- 伊那市役所本庁舎2階商工振興課に申請書類一式を提出します。（郵送も可能です）

【申請期間】：令和2年8月7日（金）から令和3年3月1日（月）まで

交付決定

- 市役所から「伊那市中小規模事業者支援金交付決定通知書兼確定通知書」が届きます。
- 通知書到着から2週間程度で指定口座に支援金が支給されます。

（注意）伊那市中小規模事業者支援金交付を受けた後に、国の持続化給付金の給付を受けた場合は、全額返還していただきます。

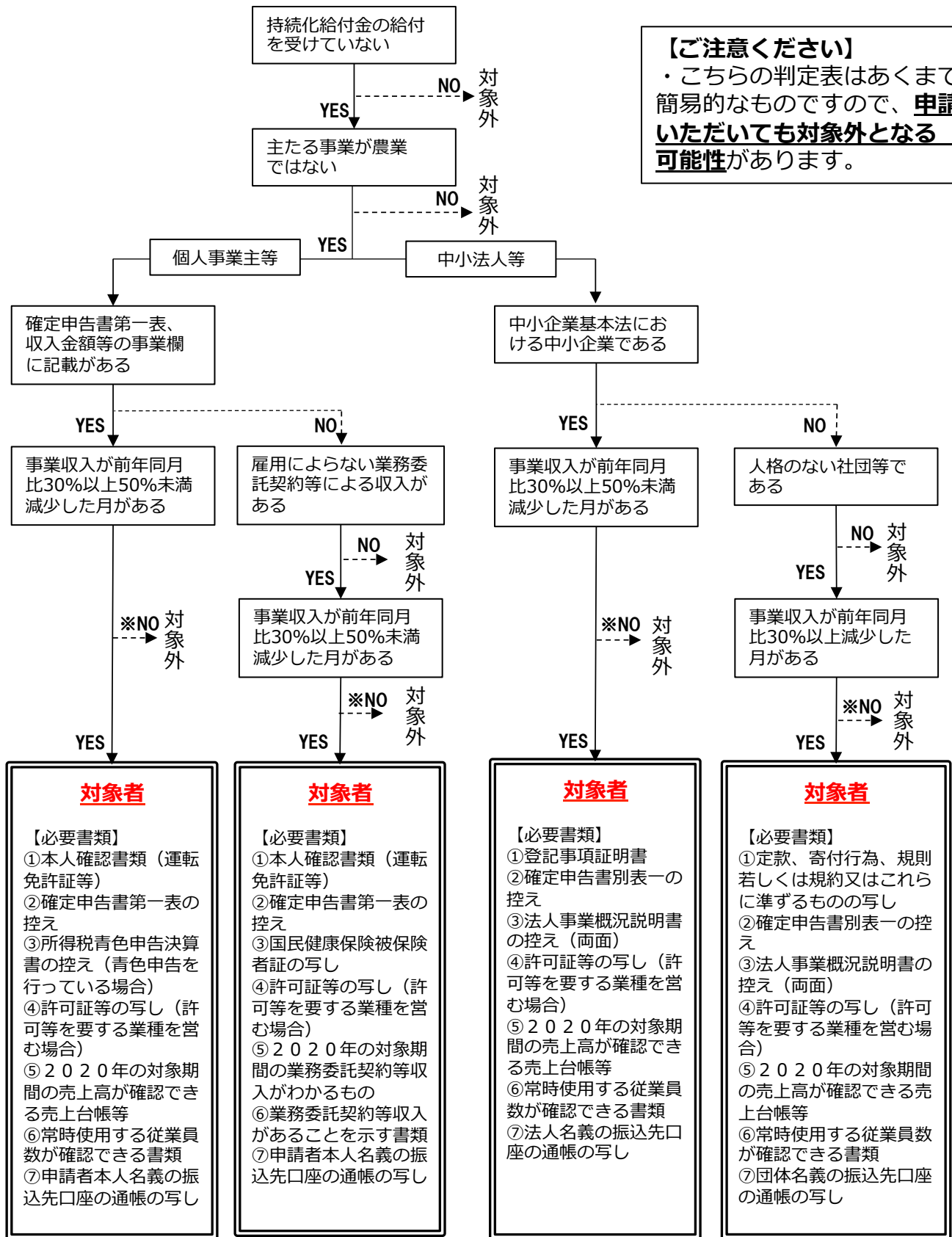
（注意）正当な理由なく市税や料金等に未納がある場合には支給対象外となる場合がございます。
コロナウイルス感染症が原因で納付が困難な場合には、本支援金の申請前に市税や料金等の担当課にご相談いただき、猶予制度の申請等の活用をご検討ください。

【お問い合わせ先】

- 伊那市商工振興課 TEL：0265-78-4111、メール：skk@inacity.jp

伊那市中小規模事業者支援金支給対象簡易判定表

【ご注意ください】
 ・こちらの判定表はあくまで簡易的なものですので、**申請** **いただいても対象外となる可能性**があります。



（注意）国の持続化給付金の給付を受けた場合は、伊那市中小規模事業者支援金は受けられません。両方の受給が判明した場合は、市の支援金は全額返還していただきます。

※2020年1月から3月に創業（開業）した方など**特例として対象となる**ことがあります。
 ・対象について、また、必要書類等については商工振興課までお問い合わせください。